いわむろ

発行所　岩室村役場　　No. 6
印刷所　巻・北洋印刷KK

きのこによる食中毒を防ごう

これから秋の味覚を添えるきのこの季節となりますが，毒きのこによる食中毒は，毎年九月から十月下旬にかけて，多数の死者を出しております。次の事をみんなで守りましょう。

①外形が食べられそうで，食用きのこに似ていてもよく確めること。
②迷信的な誤つた見分け方をしないこと。
③知らないきのこは食べないこと。

国保の負担が軽くなります
十月一日から
六割給付を実施

本村の国民健康保険事業は昭和十五年一月開始し、爾後幾多の難局に直面しながらも、御理解ある各位の積極的な御協力により本事業も立派に成長し、他から羨まれる国民健康保険になりましたことをともにお喜び申上げます。

国も医療保障を強く叫び、昭和三十四年には保険法の全面改正をして、国民皆保険の実施体制を確立し、その普及の推進を図り、補助金を増額して国保財政の健全化を進め、先づ給付制限の徹廃（全ての診療に保険のきくようにする）更に給付割合の拡大を指導しております。

最近は三カ年計画で七割給付（本人負担三割となる事）に引上げ度い意向が報導されている現況であります幸い本村は昨年四月より全ての給付を実施し、助産費、葬祭費、育児手当金等も、国の指導通りの額を支給しております事は皆さんの御承知の処でありますが、国が目標とする七割給付も間近い今日、当村は毎年度相当額の財政に恵まれ本年当初は四月より給付割合の変更を検討して参りましたところ、ちょうど那内で世帯主だけの医療費について、その割合の変更を実施した町村もありますが、本村は被保険者全員について六割給付とし、今迄は医師にかかった場合皆さんの負担は、五割を医師の窓口で支払ってきたものでありますが、十月一日よりその負担を四割とし、村で六割を給付することにいたしました。

なお村で六割を給付することによりその支出額は年間約二五〇万円程度増すことになりますが、保険税は支障のない限り現状のままとし、実質的な国保事業にいたし度いと思います。

今後なお一層の御協力により完納して戴く保険税と、ふえる国の補助金で四割負担が更に三割負担にまで引下げのでき得ますよう特段なる御尽力をお願いいたしますとともに次の次項を必ず実行して下さい。

◎近くお手もとの保険証の検認を行ないます

給付割合が変更になりますので保険証の訂正と被保険者を確認するため検認を実施いたしますので用意しておいて下さい。

実施日程は後日お知らせいたします。

◎診察を受ける際は必ず保険証を持つて行きましょう。

医師に保険証を提示する事により四割の負担でよいわけでありますので必ず保険証を持って行って下さい。

◎家族の異動の届出はお忘れなく

転入、転出、出産、死亡並びに職場保険に加入又は脱退等のあった場合は必ず印鑑と保険証を持って届出て常にお手もとの保険証は正しい被保険者が記載されてあります様

◎特別被保険者証について

次の場合特別に本人用の保険証が交付されますので申出下さい。

○修学のため転出される場合
○旅行その他の理由により長期にわたり住所を離れる場合

看護・移送の給付について

被保険者の病状により、主治医の意見にもとづいて村長が承認した場合に給付されます。

緊急その他止むを得ない事由のある場合を除いては、事前承認が必要でありますので該当のある際は申出下さい。

三二六万円（一般会計）追加更正を議決

第三回定例村議会が九月二十五日本庁会議室で開催され、三二六万六百二円の一般会計追加更正予算を始め、寄附採納願の請願等十九議案を原案通り議決した。

今回追加更正されたものを見ると、広域水道に伴う管理事務所（三三坪）の新築費（一六〇万円の繰り出しを始め、各温村有公共建物の水道管工事関係費用で占められており、今回迄の一般会計累計額は、九千百七十万六千九百三十三円となっている。

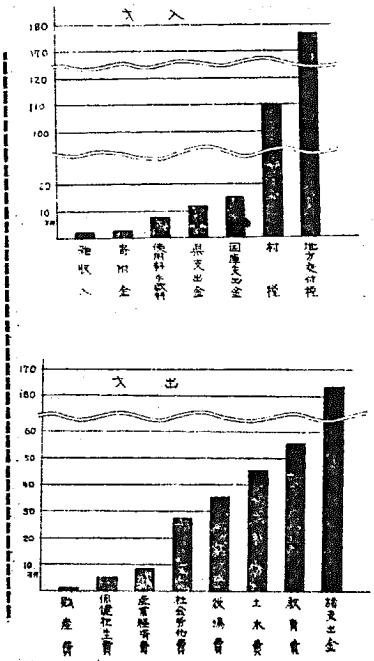

赤い羽根共同募金に御協力下さい
村目標額一八二、一〇〇円

毎年行なわれている国民助け合いの「共同募金」運動が十月一日から始まりました。この募金運動で集められたお金は

○その日の生活に困っている人。
○恵まれない母子家庭
○身寄りのない年寄り
○長い病気で苦しんでいる人
○体の不自由な人
○災害で苦しんでいる人

その他不幸な人達を救うための資金として、みんなの力で明るい社会をつくるために使われる大切なお金となります。

今年の岩室村の募金目標額は、十八万二千百円です。

募金の方法は昨年同様区長さんを通じてお願いにあがる予定です。

この募金については、毎年皆様から絶大なご支援をいただいておりますが、今年も旧年に倍する御協力を得て、村の目標額が達成できますよう特にお願いいたします。